

個人情報適正管理規程

事業所名 愛知商工連盟協同組合 本部

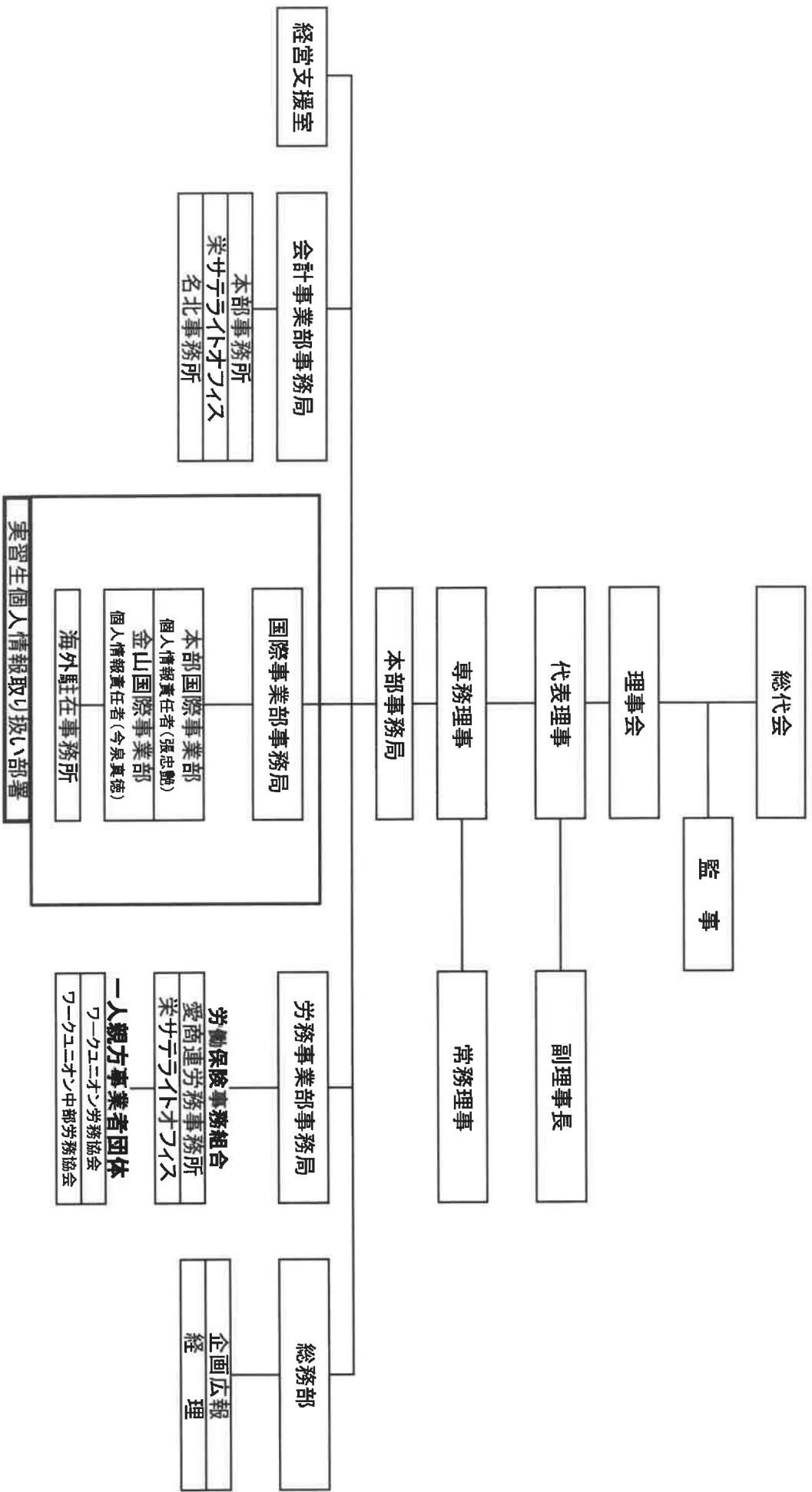
- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、本部の職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 張 忠艶とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 張忠艶とする。

個人情報適正管理規程例

事業所名 愛知商工連盟協同組合 国際事業部

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、国際事業部の金山事務所内で従事する職員とする。個人情報取扱責任者は、監理責任者 今泉真徳 とする。
- 2 監理責任者は、個人情報を取扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の修得・維持に努めるものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。
- 4 技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理することとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者 今泉真徳 とする。

愛知商工連盟協同組合 全体組織図



監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 愛知商工連盟協同組合 本部

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するもの限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人申込書によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職申込票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。

2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話をいたします。

3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれ以外の方法により明示を行います。

4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、履歴書その他検査結果、紹介状をお渡しします。その資料をもとに団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。

6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。

7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。

6 技能実習生の帰国情費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。

8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。

9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。

10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。

11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

1 本事業所の監理責任者は、張忠艶（チョウ チュウエン）です。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

- (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
- (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
- (3) 団体監理型技能実習生の保護
- (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
- (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関するこ
- (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国

の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。) の額を超えない額とします。

3 監理費(講習費)は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

4 監理費(監査指導費)は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

5 監理費(その他諸経費)は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額とします。

第8 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別紙のとおりです。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

監理費表

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合入会・出資金	組合入会・出資金	実習生入国後 (組合加入時の初回のみ)	請求後 1ヶ月以内	入会金 3,000 円 出資金 10,000 円	非課税
申込金 (職業紹介費) (技能実習 1 号口)	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、 空港送迎費等)	実習生入国後	請求後 1ヶ月以内	100,000 円/名 (1 回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後	請求後 1ヶ月以内	実費	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後 1ヶ月以内	11,380 円/名・3年間	
講習費	配属前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	実習生入国後	請求後 1ヶ月以内	100,000 円/名 (1 回のみ)	課税
講習手当 (預り金)	講習期間中の生活手当	実習生入国後	請求後 1ヶ月以内	70,000 円/名	
基礎級・3級 技能検定試験費 (預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後	請求後 1ヶ月以内	21,300 円/名 (実費・職種によっては変動あり)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取 次ぎ料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 の出入国在留管理局への取 次ぎ手数料	実習生 1 号から 2 号への変 更後・2 号 (1 年目) から 2 号 (2 年目) へ更新後	請求後 1ヶ月以内	3,300 円/回 (申請人数によって変動)	
在留資格変更・ 更新料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 に出入国在留管理局へ 納付する手数料	実習生 1 号から 2 号への変 更後・2 号 (1 年目) から 2 号 (2 年目) へ更新後	請求後 1ヶ月以内	4,000 円/名	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	35,000 円/名・月 (1 年目) 32,000 円/名・月 (2 年目以降)	課税
送出し管理費 (預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後 1ヶ月以内	実費 (約 75,000 円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れに要 した実費、コロナ関連費用	隨時 (事前に通知)	請求後 1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021 年 12 月 1 日)

※申込金及び講習費、講習手当は、通常賦課金と同質の本事業運営費として徴収しております。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、通常賦課金等を変更する必要があるときは、総会を以って変更致します。

※通常賦課金は技能実習生の上陸から帰国まで（講習期間を含む）の 3 年間毎月必要となります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料（3,900 円/1 人）が必要となります。（実施機関様からの直接のお支払い）

監理費表・2
(技能実習 3 号)

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
書類手続き・再入国費用	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	技能実習 3 号への変更後	請求後 1 ヶ月以内	50,000 円/名 (1 回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、その他入国に伴う諸経費	実習生入国後 (出入国時)	請求後 1 ヶ月以内	実費	
外国人技能実習生総合保険(預り金)	外国人技能実習生総合保険	在留資格変更後、または実習生入国後	請求後 1 ヶ月以内	7,700 円/名 ※保健期間により金額が変動する場合がございます。	
在留資格変更・期間更新の申請取次ぎ料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際の出入国在留管理局への取次ぎ手数料	実習生 2 号から 3 号への変更後・3 号 (1 年目) から 3 号 (2 年目) へ更新後	請求後 1 ヶ月以内	3,300 円/1 回につき 3 名以下	
在留資格変更・更新手数料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際に出入国在留管理局へ納付する手数料	実習生 2 号から 3 号への変更後・3 号 (1 年目) から 3 号 (2 年目) へ更新後	請求後 1 ヶ月以内	4,000 円/名	
技能検定試験費(預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後 (3 号修了前)	請求後 1 ヶ月以内	21,300 円/名 (1 回のみ) (実費・職種によっては変動あり)	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	32,000 円/名・月	課税
送出し管理費(預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後 1 ヶ月以内	実費 (約 75,000 円~)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れに要した実費、コロナ関連費用	隨時 (事前に通知)	請求後 1 ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021 年 12 月 1 日)

※技能実習 3 号への変更は、技能実習生の技能検定試験の実技試験の合格が必要です。また、受入れ企業様に関しても変更申請の際に一定の条件を満たしている必要があります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900 円/1 人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

監理費表（介護）（インドネシア/タイ/ベトナム/中国）

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合入会・出資金	組合入会・出資金	実習生入国後 (組合加入時の初回のみ)	請求後1ヶ月以内	入会金 3,000 円 出資金 10,000 円	非課税
申込金 (職業紹介費) (技能実習1号口)	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、 空港送迎費等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円/名 (1回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、その他入国諸経費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	実費	
本邦外講習費 (介護)インドネシア /タイ/中国	入国前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	面接後	請求後1ヶ月以内	150,000 円/名 (N4/1回のみ) 200,000 円/名 (N3/1回のみ)	不課税
本邦外講習費 (介護)ベトナムの場 合	入国前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	面接後	請求後1ヶ月以内	200,000 円/名 (N4/1回のみ) 300,000 円/名 (N3/1回のみ)	不課税
外国人技能実習生 総合保険（預り金）	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	11,380 円/名・3年間	
講習費	配属前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	120,000 円/名 (1回のみ) (2名以下)150,000 円/名(1回のみ) 費用は状況により変更する場合が ございます。	課税
講習手当（預り金）	講習期間中の生活手当	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	70,000 円/名	
初級・専門級 評価試験費（預り金）	評価試験受検料	評価試験申込時	請求後1ヶ月以内	28,131 円/名 (実費)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取次 ぎ料（預り金）	在留資格変更・期間更新の 出入国在留管理局への取次 ぎ手数料	実習生1号から2号への変 更後・2号（1年目）から2 号（2年目）へ更新後	請求後1ヶ月以内	3,300～円/回 (申請人数によって変動)	
在留資格変更・ 更新手数料（預り金）	在留資格変更・期間更新の際 に出入国在留管理局へ 納付する手数料	1号から2号へ変更後・ 2号(1年目)から(2年目)へ 更新後	請求後1ヶ月以内	4,000 円/名	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	35,000 円/名・月 (1年目) 32,000 円/名・月 (2年目以降)	課税
送出管理費（預り金）	送出機関の管理費	毎月月末までに当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約 75,000 円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受け入れ に要した実費	隨時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

※申込金及び講習費、講習手当は、通常賦課金と同質の本事業運営費として徴収しております。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、通常賦課金等を変更場合がございます。

※通常賦課金は技能実習生の上陸から帰国まで（講習期間を含む）の3年間毎月必要となります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料（3,900 円/1人）が必要となります。（実施機関様からの直接のお支払い）

監理費表－2（介護）（インドネシア/タイ/ベトナム）（技能実習3号）

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
書類手続き・再入国費用	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	技能実習3号への変更後	請求後1ヶ月以内	50,000円/名（1回のみ）	課税
来日渡航費	航空機代、その他入国に伴う諸経費	実習生入国後 (出入国時)	請求後1ヶ月以内	実費	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	7,700円/名	
JITCO 賛助会費 (預り金)	(財)国際研修協力機構 (JITCO) 賛助会費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	50,000～300,000円/社 (資本金等による変動)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取 次ぎ料（預り金）	在留資格変更・期間更新の 出入国在留管理局への取次 ぎ手数料	実習生2号から3号への変 更後・3号（1年目）から 3号（2年目）～更新後	請求後1ヶ月以内	3,300円/1回につき3名以下	
在留資格変更・ 更新料（預り金）	在留資格変更・期間更新の際 に出入国在留管理局へ 納付する手数料	実習生2号から3号への 変更後・3号（1年目）から 3号（2年目）～更新後	請求後1ヶ月以内	4,000円/名	
評価試験費 (預り金)	評価試験受検料	評価試験申込時	請求後1ヶ月以内	28,131円/名（1回のみ）	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	32,000円/名・月	課税
送出管理費 (預り金)	送出機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約75,000円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受け入れに要した実費	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

※技能実習3号への変更は、技能実習生の技能検定試験の実技試験の合格が必要です。また、受入れ企業様に関しても変更申請の際に一定の条件を満たしている必要があります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料（3,900円/1人）が必要となります。（実施機関様からの直接のお支払い）

監理費表（フィリピンからの受入れの場合）

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合入会・出資金	組合入会・出資金	実習生入国後 (組合加入時の初回のみ)	請求後1ヶ月以内	入会金 3,000円 出資金 10,000円	非課税
申込金 (職業紹介費) (技能実習1号口)	職業紹介費 (来日渡航費、入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000円/名 (1回のみ)	課税
来日渡航費 (預り金)	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	実費	
送出し機関諸費用	入国前講習費、諸手続き費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	75,000円(1回のみ)	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	11,380円/名・3年間	
講習費	配属前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000円/名 (1回のみ)	課税
講習手当 (預り金)	講習期間中の生活手当	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	85,000円/名	
基礎級・専門級 技能検定試験費 (預り金)	技能検定受験料	技能検定受験後	請求後1ヶ月以内	21,300円/名(実費) (職種によって変動あり)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取 次ぎ料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 の出入国在留管理局への取 次ぎ手数料	実習生1号から2号への変 更後・2号(1年目)から2 号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	3,300円/回 (申請人数によって変動)	
在留資格変更・ 更新料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 に出入国在留管理局へ 納付する手数料	実習生1号から2号への変 更後・2号(1年目)から2 号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	4,000円/名	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	35,000円/名・月 (1年目) 32,000円/名・月 (2年目以降)	課税
送出し管理費 (預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約75,000円~)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れ に要した実費	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

※申込金及び講習費、講習手当は、通常賦課金と同質の本事業運営費として徴収しております。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等経済情勢の変動により、通常賦課金等を変更するときは、総会を以って変更致します。

※通常賦課金は技能実習生の上陸から帰国まで(講習期間を含む)の3年間毎月必要となります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900円/1人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

監理費表（フィリピンからの受入れの場合）

(技能実習3号)

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
書類手続き・再入国費用	職業紹介費 (来日渡航費、入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	技能実習3号への変更後	請求後1ヶ月以内	50,000円/名(1回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後 (出入国時)	請求後1ヶ月以内	実費	
送出し機関諸費用	入国前講習費、諸手続き費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	25,000円(1回のみ)	
外国人技能実習生総合保険(預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	7,970円/名	
在留資格変更・期間更新の申請取次ぎ料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際の出入国在留管理局への取次ぎ手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	3,300円/1回につき3名以下	
在留資格変更・更新料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際に出入国在留管理局へ納付する手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	4,000円/名	
技能検定試験費(預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後	請求後1ヶ月以内	21,300円/名(1回のみ) (実費・職種によっては変動あり)	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	32,000円/名・月	課税
送出し管理費(預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約75,000円~)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れに要した実費	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2020年4月1日)

※技能実習3号への変更は、技能実習生の技能検定試験の実技試験の合格が必要です。また、受入れ企業様に関しても変更申請の際に一定の条件を満たしている必要があります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900円/1人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

監理費表（送り出し機関：大連通達国際合作有限公司）

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合入会・出資金	組合入会・出資金	実習生入国後 (組合加入時の初回のみ)	請求後1ヶ月以内	入会金 3,000 円 出資金 10,000 円	非課税
申込金 (職業紹介費) (技能実習1号口)	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、 空港送迎費等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円/名 (1回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	実費	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	11,380 円/名・3年間	
講習費	配属前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円/名 (1回のみ)	課税
講習手当 (預り金)	講習期間中の生活手当	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	70,000 円/名	
基礎級・3級 技能検定試験費 (預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後	請求後1ヶ月以内	21,300 円/名 (実費・職種によっては変動あり)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取 次ぎ料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 の出入国在留管理局への取 次ぎ手数料	実習生1号から2号への変 更後・2号(1年目)から2 号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	3,300 円/回 (申請人数によって変動)	
在留資格変更・ 更新料 (預り金)	在留資格変更・期間更新の際 に出入国在留管理局へ 納付する手数料	実習生1号から2号への変 更後・2号(1年目)から2 号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	4,000 円/名	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	52,000 円/名・月	課税
送出し管理費 (預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約 75,000 円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れに要 した実費、コロナ関連費用	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

※申込金及び講習費、講習手当は、通常賦課金と同質の本事業運営費として徴収しております。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、通常賦課金等を変更する必要があるときは、総会を以って変更致します。

※通常賦課金は技能実習生の上陸から帰国まで(講習期間を含む)の3年間毎月必要となります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900円/1人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

監理費表-2（送り出し機関：大連通達国際合作有限公司）

(技能実習3号)

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
書類手続き・再入国費用	職業紹介費 (入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	技能実習3号への変更後	請求後1ヶ月以内	50,000円/名(1回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、その他入国に伴う諸経費	実習生入国後 (出入国時)	請求後1ヶ月以内	実費	
外国人技能実習生総合保険(預り金)	外国人技能実習生総合保険	在留資格変更後、または実習生入国後	請求後1ヶ月以内	7,700円/名 ※保健期間により金額が変動する場合がございます。	
在留資格変更・期間更新の申請取次ぎ料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際の出入国在留管理局への取次ぎ手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	3,300円/1回につき3名以下	
在留資格変更・更新手数料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際に出入国在留管理局へ納付する手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)へ更新後	請求後1ヶ月以内	4,000円/名	
技能検定試験費(預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後 (3号修了前)	請求後1ヶ月以内	21,300円/名(1回のみ) (実費・職種によっては変動あり)	
通常賦課金	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	52,000円/名・月	課税
送出し管理費(預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約75,000円~)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れに要した実費、コロナ関連費用	隨時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

※技能実習3号への変更は、技能実習生の技能検定試験の実技試験の合格が必要です。また、受入れ企業様に関しても変更申請の際に一定の条件を満たしている必要があります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900円/1人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

監理費表（送り出し機関：RENET(CAMBODIA) HR., LTD.)

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合入会・出資金	組合入会・出資金	実習生入国後 (組合加入時の初回のみ)	請求後1ヶ月以内	入会金 3,000 円 出資金 10,000 円	非課税
申込金 (職業紹介費) (技能実習1号口)	職業紹介費 (来日渡航費、入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円/名 (1回のみ)	課税
来日渡航費 (預り金)	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	実費	
送出し機関諸費用	諸手続き費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	30,000 円(1回のみ)	
送出し機関諸費用 (自動車整備のみ)	入国前講習費 (日本語・技能) (自動車整備職種)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円(1回のみ)	
送出し機関諸費用 (自動車整備以外)	入国前講習費 (日本語・技能)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	50,000 円(1回のみ)	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	11,380 円/名・3年間	
講習費	配属前講習に係る費用 (日本語講師及び外部講師 費用、宿泊施設費用等)	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	100,000 円/名 (1回のみ)	課税
講習手当 (預り金)	講習期間中の生活手当	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	70,000 円/名	
基礎級・専門級 技能検定試験費 (預り金)	技能検定受検料	技能検定受験後	請求後1ヶ月以内	29,000 円/名(実費) (職種によって変動あり)	
在留資格変更・ 期間更新の申請取 次ぎ料 (預り金)	在留資格変更・期間更新取次 ぎ手数料	2号への変更後・ 2号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	3,300 円/回 (申請人数によって変動)	
在留資格変更・ 更新料 (預り金)	出入国在留管理局への在留 資格変更・期間更新手数料	2号への変更後・ 2号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	4,000 円/名	
通常賦課金 (自動車整備のみ)	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	45,000 円/名・月 (1年目) 42,000 円/名・月 (2年目以降)	課税
通常賦課金 (自動車整備以外)	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	35,000 円/名・月 (1年目) 32,000 円/名・月 (2年目以降)	課税
送出し管理費 (預り金)	送出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約 75,000 円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受入れ に要した実費	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2021年12月1日)

監理費表（送り出し機関：RENET(CAMBODIA) HR., LTD.)
(技能実習3号)

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
書類手続き・再入国費用	職業紹介費 (来日渡航費、入国準備にかかる諸経費、空港送迎費等)	技能実習3号への変更後	請求後1ヶ月以内	50,000円/名(1回のみ)	課税
来日渡航費	航空機代、 その他入国に伴う諸経費	実習生入国後 (出入国時)	請求後1ヶ月以内	実費	
送り出し機関諸費用	入国前講習費、諸手続き費	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	25,000円(1回のみ)	
外国人技能実習生 総合保険 (預り金)	外国人技能実習生総合保険	実習生入国後	請求後1ヶ月以内	7,970円/名	
在留資格変更・ 期間更新の申請取次ぎ料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際の出入国在留管理局への取次ぎ料手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	3,300円/1回につき3名以下	
在留資格変更・ 更新料(預り金)	在留資格変更・期間更新の際に出入国在留管理局へ納付する手数料	実習生2号から3号への変更後・3号(1年目)から3号(2年目)～更新後	請求後1ヶ月以内	4,000円/名	
技能検定試験費 (預り金)	技能検定受験料	技能検定受験後	請求後1ヶ月以内	29,000円/名(1回のみ) (実費・職種によっては変動あり)	
通常賦課金 (自動車整備のみ)	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	42,000円/名・月(2年目以降)	課税
通常賦課金 (自動車整備以外)	本事業運営費用 (監理費)	毎月月末までに 当月分	毎月末日	35,000円/名・月(2年目以降)	課税
送り出し管理費 (預り金)	送り出し機関の管理費	毎月月末までに 当月分	毎月末日	通常賦課金に含む	不課税
帰国費用	帰国時の航空機運賃	実習生帰国後	請求後1ヶ月以内	実費 (約75,000円～)	免税
その他実費	現地手続き費、その他受け入れに要した実費	随時 (事前に通知)	請求後1ヶ月以内	実費 (事前に通知)	

(2020年4月1日)

※技能実習3号への変更は、技能実習生の技能検定試験の実技試験の合格が必要です。また、受入れ企業様に関しても変更申請の際に一定の条件を満たしている必要があります。

※本表記載の項目とは別に実費が必要となる場合がございます。

※本表とは別に技能実習の計画認定に手数料(3,900円/1人)が必要となります。(実施機関様からの直接のお支払い)

業務の運営に関する規程

事業所名 愛知商工連盟協同組合 国際事業部

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習生の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所され、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方針以外の方法により明示してください。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出し機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により、お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話をいたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話をいたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者との面接会を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団

体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。

- 6 技能実習生の帰国情費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、今泉真徳です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の習得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構、その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。
その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体

が支出する施設利用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。) の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、監理団体型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けします。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。) の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。) の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業者に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型技能実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、別紙で定める通り、農業・漁業・自動車整備業を除く、監理団体型技能実習の取扱職種の全職種です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

付属－3:技能実習生共同受入事業に係る費用項目

監理費表

項目	請求内容	請求時期	払込時期	請求金額	課税区分
組合出資金 (/1社)	組合出資金	申込金と同時期	請求後1ヶ月以内	10,000円 (組合加入時の初回のみ)	非課税
申込金 (/1名)	職業紹介費 (事前教育及び事前講習費、来日渡航費、入国準備金等)	技能実習生選定後	請求後1ヶ月以内	200,000円(/申込都度) + 税	課税
講習費 (/1名)	国内講習費用 (日本語講師及び外部講師費用、宿泊施設費用等)	入国予定日の およそ2か月前	請求後1ヶ月以内	62,000円(/月) + 税	課税
講習手当 (/1名)	講習期間中の生活手当	入国予定日の およそ2か月前	請求後1ヶ月以内	64,000円～85,000円(/月) (国別による)	非課税
帰国費用 (/1名)	母国への航空券代	帰 国 後	請求後1ヶ月以内	実 費 (約60,000円～100,000円)	免税
団体監理費 (/1名)	監査及び巡回指導の費用 技能検定試験に係る費用 本事業運営に係る諸経費	毎月月末までに 翌々月分	毎月 25 日に 翌月分	37,000円(/月)	課税
送出管理費 (/1名)	送出機関の管理費	毎月月末までに 翌々月分	毎月 25 日に 翌月分	10,000円(/月)	不課税
組合費 (/1社)	組合賦課金	毎月月末までに 翌々月分	毎月 25 日に 翌月分	4,000円	不課税
JITCO 賛助会費 (/1社)	(財)国際研修協力機構 賛助会費	入国予定日の およそ2か月前 (以降、毎年同時期)	請求後1ヶ月以内	50,000～300,000円 (資本金等による年会費)	非課税

(令和4年6月1日)

※組合費については、組合事業の通常経費に充当する費用である為、消費税は不課税仕入れ処理をお願いします。

※本改訂時点での組合員については、団体監理費より組合費と同額を減額請求します。

※申込金（職業紹介費）及び講習費、講習手当は、団体監理費と同質の本事業運営費として徴収しています。

※外国人技能実習制度の改正及び市況や為替等の経済情勢の変動により、団体監理費等を変更する場合があります。

※団体監理費は技能実習生の上陸から講習期間を含み、帰国まで必要となります。

※申込金（職業紹介費）の取り扱いについては、「業務の運営に関する規程」をご参照ください。